

工事事務費(支出済工事事務費費目別)費目別内訳書

施設名 (仮称)みんなのみらいをつくる保育園渋谷

施設延面積	229.40
(内訳) 1~2歳児保育室	40.79 m <sup>2</sup>
3~5歳児保育室	61.51 m <sup>2</sup>
幼児トイレ	14.61 m <sup>2</sup>
調理室	11.91 m <sup>2</sup>
食品検収室	6.02 m <sup>2</sup>
検収室WC	1.72 m <sup>2</sup>
屋内避難階段	15.78 m <sup>2</sup>
共用部分面積(事務室等含む)	77.06 m <sup>2</sup>

(仮称)障害児保育園ヘレン渋谷	70.18 m <sup>2</sup>
(仮称)みんなのみらいをつくる保育園渋谷	229.40 m <sup>2</sup>
(仮称)マーガレットこどもクリニック	82.96 m <sup>2</sup>
(仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室	89.85 m <sup>2</sup>
合計	472.39 m <sup>2</sup>

按分率

(仮称)障害児保育園ヘレン渋谷	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
(仮称)みんなのみらいをつくる保育園渋谷	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
(仮称)マーガレットこどもクリニック	17.56% (82.96 m <sup>2</sup> )
(仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室	19.02% (89.85 m <sup>2</sup> )

A 工事事務費 区分	B 費 目	C 金額	D 病児保育施設 ((仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室)			I その他の施設			備考
			E 金額	F Eの内訳		J (仮称) 障害児保育園 ヘレン渋谷	K (仮称) みんなの みらいをつくる 保育園渋谷	L (仮称) マーガレット こども クリニック	
				G 補助対象 経費	H 補助対象 外経費				
工事事務費	現場経費	2,502,000	¥475,880	¥475,880	¥0	¥371,797	¥1,214,971	¥83,565	
	消費税相当額	¥200,160	¥38,070	¥38,070	¥0	¥29,744	¥97,198	¥35,148	
合	計	¥2,702,160	¥513,951	¥513,951	¥0	¥401,541	¥1,312,169	¥474,499	
設計監理委託	設計監理料	¥13,281,084	¥2,526,062	¥2,526,062	¥0	¥1,973,569	¥6,449,294	¥2,332,158	税込
	設計監理委託計	¥13,281,084	¥2,526,062	¥2,526,062	¥0	¥1,973,569	¥6,449,294	¥2,332,158	税込
	消費税相当額	¥356,141	¥67,738	¥67,738	¥0	¥52,923	¥172,942	¥62,538	
合	計	¥13,281,084	¥2,526,062	¥2,526,062	¥0	¥1,973,569	¥6,449,294	¥2,332,158	



工事事務費費目別内訳書

施設名 (仮称)みんなのみらいをつくる保育園渋谷

施設延面積	229.40
(内訳) 1~2歳児保育室	40.79 m <sup>2</sup>
3~5歳児保育室	61.51 m <sup>2</sup>
幼児トイレ	14.61 m <sup>2</sup>
調理室	11.91 m <sup>2</sup>
食品検収室	6.02 m <sup>2</sup>
検収室WC	1.72 m <sup>2</sup>
屋内避難階段	15.78 m <sup>2</sup>
共用部分面積(事務室等含む)	77.06 m <sup>2</sup>

按分面積

(仮称)障害児保育園ヘレン渋谷	70.18 m <sup>2</sup>
(仮称)みんなのみらいをつくる保育園渋谷	229.40 m <sup>2</sup>
(仮称)マーガレットこどもクリニック	82.96 m <sup>2</sup>
(仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室	89.85 m <sup>2</sup>
合計	472.39 m <sup>2</sup>

按分率

(仮称)障害児保育園ヘレン渋谷	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
(仮称)みんなのみらいをつくる保育園渋谷	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
(仮称)マーガレットこどもクリニック	17.56% (82.96 m <sup>2</sup> )
(仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室	19.02% (89.85 m <sup>2</sup> )

A 工事事務費 区分	B 費 目	C 金額	D 病児保育施設 ((仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室)			I その他の施設			備考
			E 金額	F Eの内訳		J (仮称) 障害児保育園ヘ レン渋谷	K (仮称) みんなの みらいをつくる 保育園渋谷	L (仮称) マーガレット こども クリニック	
				G 補助対象 経	H 補助対象 外経				
				経	費				
工事事務費	現場経費	¥8,340,000	¥1,586,268	¥1,586,268	¥0	¥1,239,324	¥4,049,904	¥1,464,504	税抜
	消費税相当額	¥667,200	¥126,901	¥126,901	¥0	¥99,146	¥323,992	¥117,160	
合計		¥9,007,200	¥1,713,169	¥1,713,169	¥0	¥1,338,470	¥4,373,896	¥1,581,664	
設計監理委託	設計監理料	¥14,839,200	¥2,822,416	¥2,822,416	¥0	¥2,205,105	¥7,205,916	¥2,605,764	税込
	設計監理委託計	¥14,839,200	¥2,822,416	¥2,822,416	¥0	¥2,205,105	¥7,205,916	¥2,605,764	税込
	消費税相当額	¥1,187,136	¥225,793	¥225,793	¥0	¥176,408	¥576,473	¥208,461	税込
合計		¥14,839,200	¥2,822,416	¥2,822,416	¥0	¥2,205,105	¥7,205,916	¥2,605,764	

(別紙②)

工事費目別内訳書

施設名 (仮称)みんなの未来をつくる保育園渋谷

施設延面積	229.40
(内訳)	
1～2歳児保育室	40.79 m <sup>2</sup>
3～5歳児保育室	61.51 m <sup>2</sup>
幼児トイレ	14.61 m <sup>2</sup>
調理室	11.91 m <sup>2</sup>
食品検収室	6.02 m <sup>2</sup>
検収室WC	1.72 m <sup>2</sup>
屋内避難階段	15.78 m <sup>2</sup>
共用部分面積(事務室等含む)	77.06 m <sup>2</sup>

按分面積

(仮称)障害児保育園ヘレン渋谷	70.18 m <sup>2</sup>
(仮称)みんなの未来をつくる保育園渋谷	229.40 m <sup>2</sup>
(仮称)マーガレットこどもクリニック	82.96 m <sup>2</sup>
(仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室	89.85 m <sup>2</sup>
合計	472.39 m <sup>2</sup>

按分率

(仮称)障害児保育園ヘレン渋谷  
 (仮称)みんなの未来をつくる保育園渋谷  
 (仮称)マーガレットこどもクリニック  
 (仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室

	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
	17.56% (82.96 m <sup>2</sup> )
	19.02% (89.85 m <sup>2</sup> )

A 工事区分	B 工事費目	C 金額	D 病児保育施設 (仮称)マーガレットこどもクリニック病児保育室			E その他の施設			備考
			金額	F Eの内訳		J (仮称) 障害児保育園ヘレン渋谷	K (仮称) みんなの 未来をつくる 保育園渋谷	L (仮称) マーガレット こども クリニック	
				G 補助対象 経	H 補助対象 外経				
建築工事	共通仮設工事	¥8,810,000	¥1,675,662		¥0	¥1,309,166	¥4,278,136	¥1,547,036	税抜き
	建築工事費	¥119,740,000	¥22,774,548		¥0	¥17,793,364	¥58,145,744	¥21,026,344	税抜き
	床暖房設備工事	¥1,800,000	¥342,360		¥0	¥267,480	¥874,080	¥316,080	税抜き
	厨房機器設備工事	¥2,500,000	¥475,500		¥0	¥371,500	¥1,214,000	¥439,000	税抜き
	昇降機設備工事	¥7,800,000	¥1,483,560		¥0	¥1,159,080	¥3,787,680	¥1,369,680	税抜き
	外構工事	¥7,250,000	¥1,378,950		¥0	¥1,077,350	¥3,520,600	¥1,273,100	税抜き
									税抜き
									税抜き
									税抜き
									税抜き
	VE・CD案	(¥80,000)	(¥15,216)			(¥11,888)	(¥38,848)	(¥14,048)	税抜き
	調整	(¥54,224,788)	(¥10,313,555)			(¥8,057,803)	(¥26,331,557)	(¥9,521,873)	税抜き
	値引	(¥2,375,212)	(¥451,765)			(¥352,957)	(¥1,153,403)	(¥417,087)	税抜き
	小計	¥91,220,000	¥17,350,044	¥0	¥0	¥13,555,292	¥44,296,432	¥16,018,232	
電気設備工事	電気設備工事費	¥20,000,000	¥3,804,000	¥3,804,000	¥0	¥2,972,000	¥9,712,000	¥3,512,000	税抜き
	小計	¥20,000,000	¥3,804,000	¥3,804,000	¥0	¥2,972,000	¥9,712,000	¥3,512,000	
機械設備工事	給排水衛生設備工事	¥14,500,000	¥2,757,900	¥2,757,900	¥0	¥2,154,700	¥7,041,200	¥2,546,200	税抜き
	ガス設備工事	¥1,340,000	¥254,868	¥254,868	¥0	¥199,124	¥650,704	¥235,304	税抜き
	小計	¥15,840,000	¥3,012,768	¥3,012,768	¥0	¥2,353,824	¥7,691,904	¥2,781,504	税抜き
冷暖房設備工事	冷暖房換気設備工事	¥11,000,000	¥2,092,200	¥2,092,200	¥0	¥1,634,600	¥5,341,600	¥1,931,600	税抜き
	小計	¥11,000,000	¥2,092,200	¥2,092,200	¥0	¥1,634,600	¥5,341,600	¥1,931,600	税抜き
	諸経費	¥24,000,000	¥4,564,800	¥4,564,800	¥0	¥3,566,400	¥11,654,400	¥4,214,400	税抜き
	工事費小計	¥162,060,000	¥30,823,812	¥30,823,812	¥0	¥24,082,116	¥78,696,336	¥28,457,736	税抜き
	消費税	¥12,964,800	-	-	-	-	-	-	-
	工事費計	¥175,024,800	¥33,289,717	¥33,289,717	¥0	¥26,008,685	¥84,992,043	¥30,734,355	
その他工事	その他工事	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他工事計	-	-	-	-	-	-	-	-
	消費税相当額	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-
総 工 事 費		¥175,024,800	¥33,289,717	¥33,289,717	¥0	¥26,008,685	¥84,992,043	¥30,734,355	



工事事務費 (平成28年度\_30%)

工事事務費(支出済工事事務費費目別)費目別内訳書

施設名 みんなのみらいをつくる保育園初台

(内訳) 施設延面積 229.4 m<sup>2</sup>  
 1F 77.062 m<sup>2</sup>  
 2F 152.336 m<sup>2</sup>

障害児保育園へレン初台 70.18 m<sup>2</sup>  
 みんなのみらいをつくる保育園初台 229.40 m<sup>2</sup>  
 マーガレットこどもクリニック 82.59 m<sup>2</sup>  
 病児保育室フローレンス初台 90.23 m<sup>2</sup>  
 合計 472.39 m<sup>2</sup>

按分率

障害児保育園へレン初台  
 みんなのみらいをつくる保育園初台  
 マーガレットこどもクリニック  
 病児保育室フローレンス初台

	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
	17.48% (82.59 m <sup>2</sup> )
	19.10% (90.23 m <sup>2</sup> )

A 工事事務費 区 分	B 費 目	C 金 額	D 病児保育施設 (病児保育室フローレンス初台)			I そ の 他 の 施 設			備考
			E 金 額	F E の 内 訳		J 障害児保育園 へレン初台	K みんなの みらいをつくる 保育園初台	L マーガレット こども クリニック	
				G 補助対象 経 費	H 補助対象 外 経 費				
工事事務費	現場経費	¥2,502,000	¥477,882	¥477,882	¥0	¥371,797	¥1,214,971	¥437,350	
	設計監理料	¥618,300	¥118,095	¥118,095	¥0	¥91,879	¥300,246	¥108,079	
	工事事務費計	¥3,120,300	¥595,977	¥595,977	¥0	¥463,677	¥1,515,218	¥545,428	
	消費税相当額	¥249,624	¥47,678	¥47,678	¥0	¥37,094	¥121,217	¥43,634	
合 計		¥3,369,924	¥643,655	¥643,655	¥0	¥500,771	¥1,636,435	¥589,063	
設計料	設計料	¥11,679,000	¥2,230,689	¥2,230,689	¥0	¥1,735,499	¥5,671,322	¥2,041,489	
	設計料計	¥11,679,000	¥2,230,689	¥2,230,689	¥0	¥1,735,499	¥5,671,322	¥2,041,489	
	消費税相当額	¥934,320	¥178,455	¥178,455	¥0	¥138,840	¥453,706	¥163,319	
合 計		¥12,613,320	¥2,409,144	¥2,409,144	¥0	¥1,874,339	¥6,125,028	¥2,204,808	



工事事務費費目別内訳書

工事事務費 (平成28、29年度\_100%)

施設名 みんなの未来をつくる保育園初台

施設延面積	229.4 m <sup>2</sup>
(内訳) 1F	77.062 m <sup>2</sup>
2F	152.336 m <sup>2</sup>

按分面積	
障害児保育園へレン初台	70.18 m <sup>2</sup>
みんなの未来をつくる保育園初台	229.40 m <sup>2</sup>
マーガレットこどもクリニック	82.59 m <sup>2</sup>
病児保育室フローレンス初台	90.23 m <sup>2</sup>
合計	472.39 m <sup>2</sup>

按分率

障害児保育園へレン初台	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
みんなの未来をつくる保育園初台	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
マーガレットこどもクリニック	17.48% (82.59 m <sup>2</sup> )
病児保育室フローレンス初台	19.10% (90.23 m <sup>2</sup> )

	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
	17.48% (82.59 m <sup>2</sup> )
	19.10% (90.23 m <sup>2</sup> )

A 工事事務費 区分	B 費 目	C 金額	D 病児保育施設 (病児保育室フローレンス初台)			I その他の施設			備考	
			E 金額	F Eの内訳		J 障害児保育園 へレン初台	K みんなの 未来をつくる 保育園初台	L マーガレット こども クリニック		
				G 補助対象 経費	H 補助対象 外経費					
工事事務費	現場経費	¥8,340,000	¥1,592,940	¥1,592,940	¥0	¥1,239,324	¥4,049,904	¥1,457,832	税抜	
	設計監理料	¥2,061,000	¥393,651	¥393,651	¥0	¥306,265	¥1,000,822	¥360,263	税抜	
	工事事務費計	¥10,401,000	¥1,986,591	¥1,986,591	¥0	¥1,545,589	¥5,050,726	¥1,818,095	税抜	
	消費税相当額	¥832,080	¥158,927	¥158,927	¥0	¥123,647	¥404,058	¥145,448		
合計		¥11,233,080	¥2,145,518	¥2,145,518	¥0	¥1,669,236	¥5,454,784	¥1,963,542		
設計監理委託	設計料	¥11,679,000	¥2,230,689	¥2,230,689	¥0	¥1,735,499	¥5,671,322	¥2,041,489	税抜	
	設計料計	¥11,679,000	¥2,230,689	¥2,230,689	¥0	¥1,735,499	¥5,671,322	¥2,041,489	税抜	
	消費税相当額	¥934,320	¥178,455	¥178,455	¥0	¥138,840	¥453,706	¥163,319		
合計		¥12,613,320	¥2,409,144	¥2,409,144	¥0	¥1,874,339	¥6,125,028	¥2,204,808		

施設名 みんなのみらいをつくる保育園初台

施設延面積	229.4 m <sup>2</sup>
(内訳) 1F	77.062 m <sup>2</sup>
2F	152.336 m <sup>2</sup>

按分面積	
障害児保育園ヘレン初台	70.18 m <sup>2</sup>
みんなのみらいをつくる保育園初台	229.40 m <sup>2</sup>
マーガレットこどもクリニック	82.59 m <sup>2</sup>
病児保育室フローレンス初台	90.23 m <sup>2</sup>
合計	472.39 m <sup>2</sup>

按分率	
障害児保育園ヘレン初台	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
みんなのみらいをつくる保育園初台	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
マーガレットこどもクリニック	17.48% (82.59 m <sup>2</sup> )
病児保育室フローレンス初台	19.10% (90.23 m <sup>2</sup> )

	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
	17.48% (82.59 m <sup>2</sup> )
	19.10% (90.23 m <sup>2</sup> )

A 工事区分	B 工事費目	C 金額	D 病児保育施設 (病児保育室フローレンス初台)				I その他の施設			備考
			E 金額	F Eの内訳		J 障害児保育園 ヘレン初台	K みんなの みらいをつくる 保育園初台	L マーガレット こども クリニック		
				G 補助対象 経費	H 補助対象 外経費					
建築工事	共通仮設工事	¥2,643,000	¥504,813	¥504,813	¥0	¥392,750	¥1,283,441	¥461,996	税抜き	
	建築工事費	¥35,922,000	¥6,861,102	¥6,861,102	¥0	¥5,338,009	¥17,443,723	¥6,279,166	税抜き	
	床暖房設備工事	¥540,000	¥103,140	¥103,140	¥0	¥80,244	¥262,224	¥94,392	税抜き	
	厨房機器設備工事	¥750,000	¥143,250	¥143,250	¥0	¥111,450	¥364,200	¥131,100	税抜き	
	昇降機設備工事	¥2,340,000	¥446,940	¥446,940	¥0	¥347,724	¥1,136,304	¥409,032	税抜き	
	外構工事	¥2,175,000	¥415,425	¥0	¥415,425	¥323,205	¥1,056,180	¥380,190	税抜き	
									税抜き	
									税抜き	
									税抜き	
									税抜き	
									税抜き	
									税抜き	
	V E ・ C D 案	(¥24,000)	(¥4,584)	(¥4,359)	(¥225)	(¥3,566)	(¥11,654)	(¥4,195)	税抜き	
	調 整	(¥16,267,436)	(¥3,107,080)	(¥2,954,772)	(¥152,308)	(¥2,417,341)	(¥7,899,467)	(¥2,843,548)	税抜き	
	値 引 き	(¥712,564)	(¥136,100)	(¥129,428)	(¥6,672)	(¥105,887)	(¥346,021)	(¥124,556)	税抜き	
	小計	¥27,366,000	¥5,226,906	¥4,970,685	¥256,221	¥4,066,588	¥13,288,930	¥4,783,577		
電気設備工事	電気設備工事費	¥6,000,000	¥1,146,000	¥1,146,000	¥0	¥891,600	¥2,913,600	¥1,048,800	税抜き	
	小計	¥6,000,000	¥1,146,000	¥1,146,000	¥0	¥891,600	¥2,913,600	¥1,048,800		
機械設備工事	給排水衛生設備工事	¥4,350,000	¥830,850	¥830,850	¥0	¥646,410	¥2,112,360	¥760,380	税抜き	
	ガス設備工事	¥402,000	¥76,782	¥76,782	¥0	¥59,737	¥195,211	¥70,270	税抜き	
	小計	¥4,752,000	¥907,632	¥907,632	¥0	¥706,147	¥2,307,571	¥830,650	税抜き	
冷暖房設備工事	冷暖房換気設備工事	¥3,300,000	¥630,300	¥630,300	¥0	¥490,380	¥1,602,480	¥576,840	税抜き	
	小計	¥3,300,000	¥630,300	¥630,300	¥0	¥490,380	¥1,602,480	¥576,840	税抜き	
	諸経費	¥7,200,000	¥1,375,200	¥1,375,200	¥0	¥1,069,920	¥3,496,320	¥1,258,560	税抜き	
	工事費小計	¥48,618,000	¥9,286,038	¥9,029,817	¥256,221	¥7,224,635	¥23,608,901	¥8,498,426	税抜き	
	消費税	¥3,889,440	-	-	-	-	-	-	-	
	工事費計	¥52,507,440	¥10,028,921	¥9,752,202	¥276,719	¥7,802,606	¥25,497,613	¥9,178,301		
その他工事	その他工事								-	
									-	
	その他工事計								-	
	消費税相当額								-	
	小計									
総 工 事 費		¥52,507,440	¥10,028,921	¥9,752,202	¥276,719	¥7,802,606	¥25,497,613	¥9,178,301		

施設名 みんなの未来をつくる保育園初台

施設延面積	229.4 m <sup>2</sup>
(内訳) 1F	77.062 m <sup>2</sup>
2F	152.336 m <sup>2</sup>

按分面積	
障害児保育園ヘレン初台	70.18 m <sup>2</sup>
みんなの未来をつくる保育園初台	229.40 m <sup>2</sup>
マーガレットこどもクリニック	82.59 m <sup>2</sup>
病児保育室フローレンス初台	90.23 m <sup>2</sup>
合計	472.39 m <sup>2</sup>

按分率

障害児保育園ヘレン初台	14.86%
みんなの未来をつくる保育園初台	48.56%
マーガレットこどもクリニック	17.48%
病児保育室フローレンス初台	19.10%

	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
	17.48% (82.59 m <sup>2</sup> )
	19.10% (90.23 m <sup>2</sup> )

A 工事区分	B 工事費目	C 金額	D 病児保育施設 (病児保育室フローレンス初台)			I その他の施設			備考
			E 金額	F Eの内訳		J 障害児保育園ヘレン初台	K みんなの未来をつくる保育園初台	L マーガレットこどもクリニック	
				G 補助対象経	H 補助対象外経				
建築工事	共通仮設工事	¥6,167,000	¥1,177,897	¥1,177,897	¥0	¥916,416	¥2,994,695	¥1,077,992	税抜き
	建築工事費	¥83,818,000	¥16,009,238	¥16,009,238	¥0	¥12,455,355	¥40,702,021	¥14,651,386	税抜き
	床暖房設備工事	¥1,260,000	¥240,660	¥240,660	¥0	¥187,236	¥611,856	¥220,248	税抜き
	厨房機器設備工事	¥1,750,000	¥334,250	¥334,250	¥0	¥260,050	¥849,800	¥305,900	税抜き
	昇降機設備工事	¥5,460,000	¥1,042,860	¥1,042,860	¥0	¥811,356	¥2,651,376	¥954,408	税抜き
	外構工事	¥5,075,000	¥969,325	¥0	¥969,325	¥754,145	¥2,464,420	¥887,110	税抜き
	V E・C D案	(¥56,000)	(¥10,696)	(¥10,172)	(¥524)	(¥8,322)	(¥27,194)	(¥9,789)	税抜き
	調 整	(¥37,957,352)	(¥7,249,854)	(¥6,894,469)	(¥355,385)	(¥5,640,462)	(¥18,432,090)	(¥6,634,945)	税抜き
	値 引 き	(¥1,662,648)	(¥317,566)	(¥301,999)	(¥15,567)	(¥247,070)	(¥807,382)	(¥290,631)	税抜き
	小計	¥63,854,000	¥12,196,114	¥11,598,265	¥597,849	¥9,488,704	¥31,007,502	¥11,161,679	
電気設備工事	電気設備工事費	¥14,000,000	¥2,674,000	¥2,674,000	¥0	¥2,080,400	¥6,798,400	¥2,447,200	税抜き
	小計	¥14,000,000	¥2,674,000	¥2,674,000	¥0	¥2,080,400	¥6,798,400	¥2,447,200	
機械設備工事	給排水衛生設備工事	¥10,150,000	¥1,938,650	¥1,938,650	¥0	¥1,508,290	¥4,928,840	¥1,774,220	税抜き
	ガス設備工事	¥938,000	¥179,158	¥179,158	¥0	¥139,387	¥455,493	¥163,962	税抜き
	小計	¥11,088,000	¥2,117,808	¥2,117,808	¥0	¥1,647,677	¥5,384,333	¥1,938,182	税抜き
冷暖房設備工事	冷暖房換気設備工事	¥7,700,000	¥1,470,700	¥1,470,700	¥0	¥1,144,220	¥3,739,120	¥1,345,960	税抜き
	小計	¥7,700,000	¥1,470,700	¥1,470,700	¥0	¥1,144,220	¥3,739,120	¥1,345,960	税抜き
	諸経費	¥16,800,000	¥3,208,800	¥3,208,800	¥0	¥2,496,480	¥8,158,080	¥2,936,640	税抜き
	工事費小計	¥113,442,000	¥21,667,422	¥21,069,573	¥597,849	¥16,857,481	¥55,087,435	¥19,829,662	税抜き
	消費税	¥9,075,360	-	-	-	-	-	-	-
	工事費計	¥122,517,360	¥23,400,816	¥22,755,139	¥645,677	¥18,206,080	¥59,494,430	¥21,416,035	
その他工事	その他工事	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他工事計	-	-	-	-	-	-	-	-
	消費税相当額	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-
総 工 事 費		¥122,517,360	¥23,400,816	¥22,755,139	¥645,677	¥18,206,080	¥59,494,430	¥21,416,035	

施設名 みんなの未来をつくる保育園初台

施設延面積	229.4 m <sup>2</sup>
(内訳) 1F	77.062 m <sup>2</sup>
2F	152.336 m <sup>2</sup>

按分面積	
障害児保育園ヘレン初台	70.18 m <sup>2</sup>
みんなの未来をつくる保育園初台	229.40 m <sup>2</sup>
マーガレットこどもクリニック	82.59 m <sup>2</sup>
病児保育室フローレンス初台	90.23 m <sup>2</sup>
合計	472.39 m <sup>2</sup>

按分率

障害児保育園ヘレン初台	14.86%
みんなの未来をつくる保育園初台	48.56%
マーガレットこどもクリニック	17.48%
病児保育室フローレンス初台	19.10%

	14.86% (70.18 m <sup>2</sup> )
	48.56% (229.40 m <sup>2</sup> )
	17.48% (82.59 m <sup>2</sup> )
	19.10% (90.23 m <sup>2</sup> )

A 工事区分	B 工事費目	C 金額	D 病児保育施設 (病児保育室フローレンス初台)		I その他の施設			備考	
			E 金額	F Eの内訳		J 障害児保育園ヘレン初台	K みんなの未来をつくる保育園初台		L マーガレットこどもクリニック
				G 補助対象経	H 補助対象外経費				
建築工事	共通仮設工事	¥8,810,000	¥1,682,710	¥1,682,710	¥0	¥1,309,166	¥4,278,136	¥1,539,988	税抜き
	建築工事費	¥119,740,000	¥22,870,340	¥22,870,340	¥0	¥17,793,364	¥58,145,744	¥20,930,552	税抜き
	床暖房設備工事	¥1,800,000	¥343,800	¥343,800	¥0	¥267,480	¥874,080	¥314,640	税抜き
	厨房機器設備工事	¥2,500,000	¥477,500	¥477,500	¥0	¥371,500	¥1,214,000	¥437,000	税抜き
	昇降機設備工事	¥7,800,000	¥1,489,800	¥1,489,800	¥0	¥1,159,080	¥3,787,680	¥1,363,440	税抜き
	外構工事	¥7,250,000	¥1,384,750	¥0	¥1,384,750	¥1,077,350	¥3,520,600	¥1,267,300	税抜き
									税抜き
									税抜き
									税抜き
									税抜き
									税抜き
									税抜き
	VE・CD案	(¥80,000)	(¥15,280)	(¥14,531)	(¥749)	(¥11,888)	(¥38,848)	(¥13,984)	税抜き
	調整	(¥54,224,788)	(¥10,356,935)	(¥9,849,242)	(¥507,693)	(¥8,057,803)	(¥26,331,557)	(¥9,478,493)	税抜き
	値引き	(¥2,375,212)	(¥453,665)	(¥431,427)	(¥22,239)	(¥352,957)	(¥1,153,403)	(¥415,187)	税抜き
	小計	¥91,220,000	¥17,423,020	¥16,568,950	¥854,070	¥13,555,292	¥44,296,432	¥15,945,256	
電気設備工事	電気設備工事費	¥20,000,000	¥3,820,000	¥3,820,000	¥0	¥2,972,000	¥9,712,000	¥3,496,000	税抜き
	小計	¥20,000,000	¥3,820,000	¥3,820,000	¥0	¥2,972,000	¥9,712,000	¥3,496,000	
機械設備工事	給排水衛生設備工事	¥14,500,000	¥2,769,500	¥2,769,500	¥0	¥2,154,700	¥7,041,200	¥2,534,600	税抜き
	ガス設備工事	¥1,340,000	¥255,940	¥255,940	¥0	¥199,124	¥650,704	¥234,232	税抜き
	小計	¥15,840,000	¥3,025,440	¥3,025,440	¥0	¥2,353,824	¥7,691,904	¥2,768,832	税抜き
冷暖房設備工事	冷暖房換気設備工事	¥11,000,000	¥2,101,000	¥2,101,000	¥0	¥1,634,600	¥5,341,600	¥1,922,800	税抜き
	小計	¥11,000,000	¥2,101,000	¥2,101,000	¥0	¥1,634,600	¥5,341,600	¥1,922,800	税抜き
	諸経費	¥24,000,000	¥4,584,000	¥4,584,000	¥0	¥3,566,400	¥11,654,400	¥4,195,200	税抜き
	工事費小計	¥162,060,000	¥30,953,460	¥30,099,390	¥854,070	¥24,082,116	¥78,696,336	¥28,328,088	税抜き
	消費税	¥12,964,800	-	-	-	-	-	-	-
	工事費計	¥175,024,800	¥33,429,737	¥32,507,342	¥922,395	¥26,008,685	¥84,992,043	¥30,594,335	
その他工事	その他工事	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他工事計	-	-	-	-	-	-	-	-
	消費税相当額	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-
総工事費	¥175,024,800	¥33,429,737	¥32,507,342	¥922,395	¥26,008,685	¥84,992,043	¥30,594,335		

平成 28 年度保育施設の施設整備費補助金交付に係る事務処理等について  
(代々木四丁目保育施設 (仮称))

1 趣旨

本書は、代々木四丁目保育施設 (仮称) の運営事業者である特定非営利活動法人フローレンス (以下「事業者」という。) が、当該園の施設整備 (以下「整備」という。) を行うに当たり、区がその整備に要する経費に関し予算の範囲内で補助を行うことについて、渋谷区補助金等交付規則 (昭和 41 年渋谷区規則第 10 号。以下「規則」という。) の定めによるほか、補助金の交付限度額、請求方法及び補助条件等について定め、補助金の交付を適切に処理するために制定するものとする。

2 補助対象経費及び補助金の交付限度額

補助対象経費及び補助金の交付限度額は次のとおりとし、交付する補助金の額は、補助対象経費と補助金の交付限度額を比較していずれか少ない額とする。

補助対象経費	交付限度額
① 本体工事費 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。)	32,529,656 円
② 設計料加算 本体工事費に係る基準額 (保育所開設準備加算を除く) の 5%	
③ 保育所開設準備費加算	

3 補助金の交付申請

事業者は、規則第 5 条に規定する補助金交付申請書 (別紙 1) を区長に提出するものとする。なお、整備費に係る補助金については、事業計画書 (別紙 2) を添えるものとする。

4 補助金の交付請求

- (1) 区長は、前項の規定による交付申請があったときは、規則第 8 条に規定する補助金交付決定通知書 (別紙 3) を事業者に通知する。
- (2) 事業者は、補助金の交付決定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書 (別紙 4) により、区長に請求するものとする。
- (3) 区長は、補助金交付請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

5 実績報告等

事業者は、この補助金の交付決定に係る補助事業について完了したとき、又は会計年度が終了したときは、遅滞なく補助金実績報告書 (別紙 5) に関係書類を添付し、区長に提出するものとする。

6 補助金額の確定

区長は、前記5に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、補助金交付額確定・返還通知書（別紙6）をもって事業者に通知する。

7 状況報告

事業者は、工事の進捗状況について、区長から報告を求められたときは、工事進捗状況報告書（別紙7）により速やかに報告するものとする。

8 補助条件

この補助金は、別記の条件を付して交付するものとする。

## 別記

### 補助条件

#### 1 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(補助事業に実質的影響のない場合を除く。)
- (2) 補助事業の建物の規模・構造・用途又は入所(利用)定員を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 2 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 3 補助事業の遂行命令等

区長は、補助条件2による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この場合において、事業者がこの命令に違反したときは、区長は、事業者に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 4 決定の取消し

- (1) 区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- (2) 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

イ 補助金を他の目的に使用したとき。

ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

- (3) 前項の規定は、保育施設の施設整備費等補助金交付に係る事務処理等について(以下「事務処理」という。)6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 5 是正のための措置

- (1) 区長は、事務処理7による調査等の結果、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

- (2) 事務処理5による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

## 6 補助金の返還

区長は、補助条件4(1)、(2)及び(3)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

## 7 違約加算金

事業者は、区長が補助条件6により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 8 延滞金

事業者は、区長が補助金の返還を命じた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 9 財産処分の制限等

- (1) 事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(建物の従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具)を補助金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用を増加した後、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「告示第384号」という。)に定める期間を経過したものについては、この限りでない。
- (2) 補助事業により取得したもの、又は効用の増加した部分につき、利が生じたときには、その処分についてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- (3) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために解体工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

## 10 書類の整備保管

事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は告示第384号に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。

平成 28 年度病児保育施設の施設整備費補助金交付に係る事務処理について  
(マーガレットこどもクリニック病児保育室 (仮称))

1 趣旨

本書は、マーガレットこどもクリニック病児保育室 (仮称) の運営事業者である医療法人社団ペルル (以下「事業者」という。) が、当該施設の整備 (以下「整備」という。) を行うに当たり、区がその整備に要する経費に関し予算の範囲内で補助を行うことについて、渋谷区補助金等交付規則 (昭和 41 年渋谷区規則第 10 号) の定めによるほか、補助金の交付限度額、請求方法及び補助条件等について定め、補助金の交付を適切に処理するために制定するものとする。

2 補助対象経費及び補助金の交付限度額

補助対象経費及び補助金の交付限度額は次のとおりとし、交付する補助金の額は、補助対象経費と補助金の交付限度額を比較していずれか少ない額とする。

補助対象経費	交付限度額
本體工事費 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。)	9,153,000 円
設計料加算 本體工事費以外に別途必要となる設計料	1,525,500 円
合計	10,678,500 円

3 補助金の交付申請

事業者は、補助金の交付申請をするときは、平成 28 年度病児保育施設整備費補助金交付申請書 (別紙 1) を区長に提出するものとする。なお、整備費に係る補助金については、事業計画書 (別紙 2) を添えるものとする。

4 補助金の交付請求

- (1) 区長は、前項の規定による交付申請があったときは、平成 28 年度病児保育施設整備費補助金交付可否決定通知書 (別紙 3) を事業者に通知する。
- (2) 事業者は、補助金の交付決定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書 (別紙 4) により、区長に請求するものとする。
- (3) 区長は、補助金交付請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

5 実績報告等

事業者は、この補助金の交付決定に係る補助事業について完了したとき、又は会計年度が終了したときは、遅滞なく平成 28 年度病児保育施設整備費補助金実績報告書 (別紙 5) に関係書類を添付し、区長に提出するものとする。

## 6 補助金額の確定

区長は、前記5に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、平成28年度病児保育施設整備費補助金交付額確定・返還通知書（別紙6）をもって事業者  
に通知する。

## 7 状況報告

事業者は、工事の進捗状況について、区長から報告を求められたときは、工事進捗状況報告書（別紙7）により速やかに報告するものとする。

## 8 補助条件

この補助金は、別記の条件を付して交付するものとする。

## 別記

### 補助条件

#### 1 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(補助事業に実質的影響のない場合を除く。)
- (2) 補助事業の建物の規模・構造・用途又は利用定員を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 2 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 3 補助事業の遂行命令等

区長は、補助条件2による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この場合において、事業者がこの命令に違反したときは、区長は、事業者に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 4 決定の取消し

- (1) 区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
  - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 前項の規定は、平成28年度病児保育施設の施設整備費補助金交付に係る事務処理等について（以下「事務処理」という。）6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 5 是正のための措置

- (1) 区長は、事務処理7による調査等の結果、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 事務処理5による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

## 6 補助金の返還

区長は、補助条件4(1)、(2)及び(3)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

## 7 違約加算金

事業者は、区長が補助条件6により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 8 延滞金

事業者は、区長が補助金の返還を命じた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 9 財産処分の制限等

- (1) 事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(建物の従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具)を補助金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用を増加した後、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「告示第384号」という。)に定める期間を経過したものについては、この限りでない。
- (2) 補助事業により取得したもの、又は効用の増加した部分につき、利が生じたときには、その処分についてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- (3) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために解体工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

## 10 書類の整備保管

事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は告示第384号に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。



平成 29 年度保育施設の施設整備費補助金交付に係る事務処理等について  
(代々木四丁目保育施設 (仮称))

1 趣旨

本書は、代々木四丁目保育施設 (仮称) の運営事業者である特定非営利活動法人フローレンス (以下「事業者」という。) が、当該園の施設整備 (以下「整備」という。) を行うに当たり、区がその整備に要する経費に関し予算の範囲内で補助を行うことについて、渋谷区補助金等交付規則 (昭和 41 年渋谷区規則第 10 号。以下「規則」という。) の定めによるほか、補助金の交付限度額、請求方法及び補助条件等について定め、補助金の交付を適切に処理するために制定するものとする。

2 補助対象経費及び補助金の交付限度額

補助対象経費及び補助金の交付限度額は次のとおりとし、交付する補助金の額は、補助対象経費と補助金の交付限度額を比較していずれか少ない額とする。

補助対象経費	交付限度額
① 本体工事費 ② 設計料加算 本体工事費に係る基準額 (保育所 開設準備加算を除く) の 5 % ③ 保育所開設準備費加算 ④ 学校 110 番設置事業費補助金	75,033,750 円

3 補助金の交付申請

事業者は、規則第 5 条に規定する補助金交付申請書 (別紙 1) を区長に提出するものとする。なお、整備費に係る補助金については、事業計画書 (別紙 2) を添えるものとする。

4 補助金の交付請求

- (1) 区長は、前項の規定による交付申請があったときは、規則第 8 条に規定する補助金交付決定通知書 (別紙 3) を事業者に通知する。
- (2) 事業者は、補助金の交付決定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書 (別紙 4) により、区長に請求するものとする。
- (3) 区長は、補助金交付請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

5 実績報告等

事業者は、この補助金の交付決定に係る補助事業について完了したとき、又は会計年度が終了したときは、遅滞なく補助金実績報告書 (別紙 5) に関係書類を添付し、区長に提出するものとする。

6 補助金額の確定

区長は、前記 5 に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、補助金交付額確定・返還通知書 (別紙 6) をもって事業者に通知する。

7 状況報告

事業者は、工事の進捗状況について、区長から報告を求められたときは、工事進捗状況報告書（別紙7）により速やかに報告するものとする。

8 補助条件

この補助金は、別記の条件を付して交付するものとする。

## 別記

### 補助条件

#### 1 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(補助事業に実質的影響のない場合を除く。)
- (2) 補助事業の建物の規模・構造・用途又は入所(利用)定員を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 2 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 3 補助事業の遂行命令等

区長は、補助条件2による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この場合において、事業者がこの命令に違反したときは、区長は、事業者に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 4 決定の取消し

- (1) 区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
  - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

- (3) 前項の規定は、保育施設の施設整備費等補助金交付に係る事務処理等について(以下「事務処理」という。)6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 5 是正のための措置

- (1) 区長は、事務処理7による調査等の結果、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 事務処理5による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

## 6 補助金の返還

区長は、補助条件4(1)、(2)及び(3)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

## 7 違約加算金

事業者は、区長が補助条件6により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 8 延滞金

事業者は、区長が補助金の返還を命じた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

## 9 財産処分の制限等

- (1) 事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(建物の従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具)を補助金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用を増加した後、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「告示第384号」という。)に定める期間を経過したものについては、この限りでない。
- (2) 補助事業により取得したもの、又は効用の増加した部分につき、利が生じたときには、その処分についてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- (3) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために解体工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

## 10 書類の整備保管

事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は告示第384号に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。

(印)

平成 29 年度病児保育施設整備費等補助金交付に係る事務処理等について  
(マーガレットこどもクリニック病児保育室 (仮称))

1 趣旨

本書は、マーガレットこどもクリニック病児保育室 (仮称) の運営事業者である医療法人社団ペルル (以下「事業者」という。) が、当該施設の整備 (以下「整備」という。) を行うに当たり、区がその整備に要する経費に関し予算の範囲内で補助を行うことについて、渋谷区補助金等交付規則 (昭和 41 年渋谷区規則第 10 号。以下「規則」という。) の定めによるほか、補助金の交付限度額、請求方法及び補助条件等について定め、補助金の交付を適切に処理するために制定するものとする。

2 補助対象経費及び補助金の交付限度額

補助対象経費及び補助金の交付限度額は次のとおりとし、交付する補助金の額は、補助対象経費と補助金の交付限度額を比較していずれか少ない額とする。

補助対象経費	交付限度額
本体工事費 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。)	22,424,850 円

3 補助金の交付申請

事業者は、規則第 5 条に規定する補助金交付申請書 (別紙 1) を区長に提出するものとする。なお、整備費に係る補助金については、事業計画書 (別紙 2) を添えるものとする。

4 補助金の交付請求

- (1) 区長は、前項の規定による交付申請があったときは、規則第 8 条に規定する補助金交付決定通知書 (別紙 3) を事業者に通知する。
- (2) 事業者は、補助金の交付決定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書 (別紙 4) により、区長に請求するものとする。
- (3) 区長は、補助金交付請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

5 実績報告等

事業者は、この補助金の交付決定に係る補助事業について完了したとき、又は会計年度が終了したときは、遅滞なく補助金実績報告書 (別紙 5) に関係書類を添付し、区長に提出するものとする。

6 補助金額の確定

区長は、前記 5 に規定する実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容及び必

要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、補助金交付額確定・返還通知書（別紙6）をもって事業者に通知する。

7 状況報告

事業者は、工事の進捗状況について、区長から報告を求められたときは、工事進捗状況報告書（別紙7）により速やかに報告するものとする。

8 補助条件

この補助金は、別記の条件を付して交付するものとする。

## 別記

### 補助条件

#### 1 承認事項

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(補助事業に実質的影響のない場合を除く。)
- (2) 補助事業の建物の規模・構造・用途又は入所(利用)定員を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 2 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 3 補助事業の遂行命令等

区長は、補助条件2による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この場合において、事業者がこの命令に違反したときは、区長は、事業者に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### 4 決定の取消し

- (1) 区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
  - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 前項の規定は、保育施設の施設整備費等補助金交付に係る事務処理等について(以下「事務処理」という。)6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 5 是正のための措置

- (1) 区長は、事務処理7による調査等の結果、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 事務処理5による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においても、

これを行わなければならない。

#### 6 補助金の返還

区長は、補助条件4(1)、(2)及び(3)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

#### 7 違約加算金

事業者は、区長が補助条件6により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては、既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

#### 8 延滞金

事業者は、区長が補助金の返還を命じた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

#### 9 財産処分の制限等

- (1) 事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(建物の従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具)を補助金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用を増加した後、平成20年7月11日厚生労働省告示第384号に定める期間を経過したものについては、この限りでない。
- (2) 補助事業により取得したもの、又は効用の増加した部分につき、利が生じたときには、その処分についてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- (3) 区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために解体工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

#### 10 書類の整備保管

事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。